

○再試験の実施に関する規程

平成2年9月1日

公安委員会規程第2号

改正 平成29年3月10日公安委員会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2に規定する再試験を適正に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(再試験の場所及び日時)

第2条 再試験は、次の各号に掲げる場所において行う。

- (1) 佐賀県自動車運転免許試験場
- (2) その他公安委員会の指定する場所

2 再試験の実施期日は、公安委員会が行う運転免許試験の実施に準じて行うものとする。ただし、繁忙期等業務の遂行上やむを得ない場合に限り、再試験の日時を指定することができる。

(再試験の通知等)

第3条 警察本部運転免許課長は、警察庁情報処理センターから再試験対象者である旨の通報を受理したとき又は他県から送付された試験移送通知を受理したときは、再試験通知書によって再試験対象者に通知するものとする。

2 再試験通知書の送付は、原則として配達証明郵便により行うが、直接交付する場合は再試験通知受領書を徴収するものとする。

3 再試験通知を行った後、その者が法第100条の2第1項ただし書第3号又は第4号のいずれかに該当することとなった場合は、再試験通知取消通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

(試験移送通知書の送付)

第4条 試験移送通知書の送付は、原則として書留郵便により行うものとする。

2 試験移送通知書を送付する時点において既に再試験通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に再試験通知年月日及び「再試験通知発送済」を記載すること。

(再試験の申請等)

第5条 再試験受験申込書の受理は、運転免許試験場において行う。

2 前項の受験申込書の受理に当たっては、次に掲げる書類により受験者の確認をしなければならない。

- (1) 再試験通知書
- (2) 運転免許証
- (3) その他通知書記載の者であることを疎明する資料

3 再試験の通知を受けた者で法第100条の2第5項の政令で定める「やむを得ない理由」があるときは、これを証明する書類を添付しなければならない。ただし、公的機関への電話照会等により容易にその事実が確認できる場合は、書類の添付を省略することができる。

4 免許の効力が停止されている者が普通免許に係る再試験の受験申請の申し出を行った場合は、免許の効力の停止期間中における申請の取扱い等について教示するものとする。  
(再試験の内容等)

第6条 再試験の課題及び内容等は、免許の種類ごとの免許取得時の試験に準じて行う。

2 再試験は、学科再試験及び技能再試験について行う。ただし、学科再試験に合格した者でなければ技能再試験を受けることができない。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、29.3公委規程1〕

(再試験不合格者に対する措置)

第7条 再試験不合格者に対しては、速やかに不合格の旨を告知するとともに、運転免許取消処分通知書により通知し、運転免許証を返納させること。

2 再試験不合格者に対する併記免許の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 併記免許のうち、再試験に係る当該免許を取消した運転免許証を作成し交付する。
- (2) 再試験不合格者の併記免許に係る運転免許証は、即日交付を原則とする。ただし、これによりがたい事情が生じたときは別に定めるところにより後日交付することができる。

(意見の聴取)

第8条 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（別記様式第2号）により行うものとし、その他の手続方法等は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に基づき行うものとする。

2 意見の聴取の手続きの開始時期は、再試験通知書を直接交付した場合は交付した日の翌日から1か月、配達証明郵便により送付した場合は配達月日の翌日から1か月をそれぞれ経過した時点とする。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成6.9公委規程8〕、本条…一部改正〔平成29.3公委規程1〕

(処分の移送等)

第9条 法第104条の2の2第3項に規定する処分移送通知書を送付するときは、原則として書留郵便で行うものとし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 初心運転者講習通知書あるいは再試験通知書に係る郵便配達証明書
- (2) その他初心運転者講習通知書あるいは再試験通知書を通知した事実の証明に必要な資料

本条…一部改正〔平成6.9公委規程8〕

(処分状況の通知等)

第10条 法第104条の2の2第7項の規定による処分をした旨の通知は、処分通知書（別記様式第3号）を送付して行うものとする。

本条…一部改正〔平成6.9公委規程8〕

(雑則)

第11条 この規定で定めるもののほか、再試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年5月10日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規程第8号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年10月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成8年8月21日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

佐賀県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書をもって通知しましたあなたに対する再試験が免除されることとなったため、当該通知を取り消しましたので通知します。

理 由	
備 考	

別記様式第2号(第8条関係)

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

佐賀県公安委員会 印

道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分にかかる意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう通知します。

記

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。

3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別記様式第3号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処 分 の 理 由	
備 考	